

奈良市指定生活介護事業所

管理者 様

奈良市福祉部障がい福祉課長

生活介護事業における短時間利用減算の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、生活介護事業における短時間利用減算（以下「短時間利用減算」という。）につきましては、平成30年度の報酬改定により創設され、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（平成30年3月30日）」の問49から問52において、その取扱いが示されていたところです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により臨時的な取扱いが行われてきましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、短時間利用減算に係る臨時的な取扱いが終了し、従来どおりの取扱いとなっておりますので、下記のとおり改めて周知いたします。

記

1. 短時間利用減算の自己点検について

前3月における利用者のうち、平均利用時間が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合、算定される単位数は所定単位数の100分の70となりますので、短時間利用減算に該当するか否か、毎月自己点検をお願いいたします。なお、自己点検に当たっては、別添の「短時間利用減算に係る計算シート」をご活用ください。

2. 短時間利用減算に該当した場合について

「短時間利用減算に係る計算シート」による自己点検の結果、短時間利用減算に該当することが明らかとなった場合は、速やかに減算開始の届出を行ってください。

＜減算開始の届出に必要な書類＞

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・短時間利用減算に係る計算シート

3. 短時間利用減算の除外対象者の認定について

厚生労働省による上記Q&Aに基づく短時間利用減算の除外対象者の認定に当たっては、別添の「生活介護における短時間利用減算除外者の認定の取扱いについて」（令和5年9月20日奈良市障がい福祉課事務連絡）を参照いただき、必要な手続きを行ってください。

4. 送付資料について

- (1) 短時間利用減算に係る計算シート
- (2) 生活介護における短時間利用減算除外者の認定の取扱いについて
- (3) 平成 30 年度報酬改定における国資料抜粋

【お問合せ先】

奈良市福祉部 障がい福祉課

指定係（減算の取扱いについて）

生活支援係（短時間利用減算除外者の認定について）

TEL : 0742-34-4593

MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp